

## 社会福祉法人睦会役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人睦会役員及び評議員の報酬に関する規程（平成12年10月1日制定、同14年3月27日改訂、同26年3月27日改訂、同27年3月2日改訂、同28年9月23日改訂、同29年3月28日改訂、同29年4月1日全面改正（制定）、令和2年3月31日改訂）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び社会福祉法人睦会定款（以下「定款」という。）第9条及び第23条の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 「役員等」とは、役員と評議員を併せた者をいう。
- (3) 「常勤理事」とは、役員のうち、この法人を主たる執務場所とし、月4日以上法人業務に従事する者をいう。但し、次号に定める職員兼務理事は除く。
- (4) 「職員兼務理事」とは、役員のうち、睦会職員として従事し、当法人の業務を兼務する者をいう。
- (5) 「非常勤役員」とは、役員のうち、常勤理事及び職員兼務理事以外の者をいう。
- (6) 「評議員」とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (7) 「報酬等」とは、役員報酬、評議員報酬、常勤理事賞与、役員退職慰労金をいう。

### （報酬等の支給）

第3条 役員等には、執務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事については、報酬、賞与、役員退職慰労金を支給する。
- (2) 職員兼務理事については、睦会職員給与規程に基づく職員給与並びに職員退職金等を支給し、役員報酬等は支給しない。
- (3) 非常勤役員については、執務に応じた役員報酬、役員退職慰労金を支給する。
- (4) 評議員には定款第九条で定める金額の範囲内で、評議員報酬を支給する。

### （報酬等の算定方法）

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において定め、評議員会の承認をもって決定する。

- (1) 常勤理事の報酬については、別表1に定める各月内執務区分に応じた額とする。
- (2) 非常勤役員の報酬については、別表2に定める額とする。
- (3) 評議員の報酬については、別表3に定める額とする。
- (4) 常勤理事の賞与については、別表4に定める各月内執務区分に応じた額とする。
- (5) 役員退職慰労金については、別表5に定める額とする。

〈睦会役員報酬規程〉

(年間役員報酬等総額)

第5条 役員(職員兼務理事を除く)の年間報酬等総額は、2,000万円以内とする。

(報酬等の支給の時期及び方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給の時期及び方法は、次の各号に掲げる報酬等の区分により行う。

(1) 常勤理事の報酬については、前月16日から当月15日までの分について、当月25日に支給する。但し、当該日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日において支給する。

(2) 非常勤役員に対する役員報酬及び評議員報酬については、役員会等あるいは評議員会に出席した都度支給する。

(3) 常勤理事の賞与については、毎年6月15日及び12月15日に支給する。但し、当該日が金融機関の休日にあたる場合は、その前日において支給する。

(4) 役員退職慰労金については、役員として円満に勤務し、任期の満了及び辞任又は死亡等により退任となった場合に、本規程第4条(5)の規定に則り、速やかに支給する。

2 報酬等は、現金通貨をもって本人(死亡により退任した者の役員退職慰労金にあっては、その遺族)に支払う。但し、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができ

る。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議及び評議員会の承認決議により行う。

(補足)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則

令和2年12月18日 制定

令和2年12月18日から施行する

令和3年3月29日 一部改正(文言修正、報酬額改正、調整加算率)

適用は令和3年4月1日

別表1 常勤理事報酬

月内執務区分	算定基礎日額	報酬月額	交通費
4日以上～18日以内	17,000円以上～22,200円以内	68,000円以上～400,000円以内	睦会職員給与規程に準ずる

・常勤理事の報酬月額に3%前後の調整加算率を導入する。詳細については、役員規程に明記する。

別表2 非常勤役員報酬

(単位：円)

報酬日額	適 用	旅費費用弁償
23,000	監事監査執務費	法人の旅費規程により支給する
11,500	理事会・評議員会出席費	
5,500	入札等立会出席費	
3,000	書面評決費	

別表3 評議員報酬

(単位：円)

報酬日額	適 用	旅費費用弁償
11,500	評議員会出席費	法人の旅費規程により支給する
3,000	書面評決費	

別表4 常勤理事賞与

執務日数に応じた、報酬月額に対して、年間1ヶ月～3ヶ月を給する。

別表5 役員退職慰労金

(単位：円)

就任から退任迄の期間	支給額
2年以上 6年未満	10,000
6年以上10年未満	50,000
10年以上14年未満	100,000
14年以上18年未満	150,000
18年以上22年未満	200,000
22年以上26年未満	250,000
26年以上	300,000